ご用心！！　狙われる高齢者　～周囲の人の“見守り”がカギ～

 ＮＰＯ法人宮城福祉オンブズネット「エール」
 副理事長・スーパーバイザー

　 小 湊 純 一（社会福祉士／主任介護支援専門員）

１　狙われる高齢者

（１）一人暮らし

（２）日中一人暮らし

（３）高齢者のみ世帯

（４）軽度認知症

（５）その他　やさしい人，話し相手がほしいなあと思っていた人等

２　認知症の理解

（１）認知症とは

　　　認知障害は，最近や昔の出来事を忘れる，錯乱する，言葉を探したり，話を理解する

　　のが困難になる，社会生活に適応できなくなるなど，生活のほとんどすべてに影響しま

　　す。

（２）血管性認知症

　　　血管性認知症では，障害された部位によって症状は異なり，めまい，しびれ，言語障

　　害，知的能力の低下等にはむらがあります。

　　　症状が突然出現したり，階段状に悪化したり，変動したりすることがしばしばみられ

　　ます。また，脳血管障害にかかった経験があったり，高血圧，糖尿病，心疾患など脳血

　　管障害の危険因子を持っていることが多いことも特徴です。更に，歩行障害，手足の麻

　　痺，呂律が回りにくい，パーキンソン症状，転びやすい，排尿障害（頻尿，尿失禁など），

　　抑うつ，感情失禁（感情をコントロールできず，ちょっとしたことで泣いたり，怒った

　　りする），夜間せん妄（夜になると意識レベルが低下して別人のような言動をする）な

　　どの症状が早期からみられることもしばしばあります。

（３）変性性認知症

　　①　アルツハイマー型認知症

　　　　症状は，徐々に進行する認知障害（記憶障害，見当識障害，学習の障害，注意の障

　　　害，空間認知機能，問題解決能力の障害など）であり，社会的に適応できなくなる。

　　　重度になると摂食や着替え，意思疎通などもできなくなり最終的には寝たきりにな

　　　る。階段状に進行する（ある時点を境にはっきりと症状が悪化する）脳血管性認知症

　　　と異なり，徐々に進行する点が特徴的。症状経過の途中で，被害妄想や幻覚（とくに

　　　幻視）が出現する場合もある。暴言・暴力・徘徊・不潔行為などの問題行動（周辺症

　　　状）が見られることもあり，介護上大きな困難を伴う。

　　②　前頭側頭葉変性症

　　　ア　前頭側頭型認知症（ピック病）

　　　　　これらは前頭葉機能の障害による反社会的行動（不作為の法規違反など），常同

　　　　行動（同じ行動を繰り返す），時刻表的生活，食嗜好の変化などがみられる。

　　　イ　意味性認知症

　　　　　症状は言葉や物の意味語議がわからなくなる意味記憶障害で、話していること

　　　　がちぐはぐになり会話がうまくできなくなる。進行すると、前頭側頭型認知症と同

　　　　じような精神行動障害（無為や常同行動、脱抑制など）が目立つようになり、日常

　　　　生活をする上で支障をきたすようになる。

　　　ウ　進行性非流暢性失語

　　　　　意味性認知症の精神症状を伴わない症状。

　　③　レビー小体病

　　　　認知機能障害を必須に，具体的な幻視（子供が周りを走っている，小動物が走り回

　　　っているなど），パーキンソン症状，変動する認知機能障害などの症状が見られる。

３　認知症の人の理解

（１）記憶　　　　　　あれあの人，同じ話，置き忘れ，作話

（２）見当識　　　　　時間・季節，場所，顔

（３）理解・判断力　　考えるスピード，処理能力，変化への対応，考えと行動

（４）遂行機能　　　　計画，段取り

（５）感情　　　　　　状況解釈，空気

４　周囲の人による見守り

**（１）見守るという放置**

**（２）見守るとは**

**（３）たまには「余計なお世話」や「お節介」**

**（地域包括支援センター）**

**『総合相談支援』『権利擁護』　～社会福祉士～**

１　地域の総合的な福祉相談窓口設置

２　地域生活支援のための関係者ネットワーク化実践

３　ネットワークを通じた高齢者の心身状況や家庭環境等の実態把握

４　高齢者虐待・権利侵害への対応

（１）成年後見制度の活用

　　①　利用アドバイス

　　②　市町村長申立

　　③　成年後見推薦団体との調整・紹介

（２）老人福祉施設等への措置

（３）虐待への対応

（４）対応拒否者等への対応

（５）立ち入り調査

（６）加害養護者への対応

（７）消費者被害への対応

５　権利擁護・虐待対応

　　権利擁護事業は，地域の住民や民生委員，介護支援専門員などの支援だけでは十分に問

　題が解決できない，適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況に

　ある高齢者が，地域において，安心して尊厳のある生活を行うことができるよう，専門的・

　継続的な視点からの支援を行うものである。

　　事業の内容としては，成年後見制度の活用促進，老人福祉施設等への措置の支援，高齢

　者虐待への対応，困難事例への対応，**消費者被害の防止に関する諸制度を活用し，高齢者**

**の生活の維持を図る**ものである。

**～権利擁護～**

　　実態把握や総合相談の過程で，特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合

　には，次のような諸制度を活用する。

（１）成年後見制度の活用

　　　高齢者の判断能力の状況等を把握し，成年後見制度の利用が必要なケースであれば，

　　以下の業務を行う。

　　①　高齢者に親族がいる場合には，当該親族に成年後見制度を説明し，親族からの申

　　　立てが行われるよう支援する。

　　②　申立てを行える親族がないと思われる場合や，親族があっても申立てを行う意思

　　　がない場合で，成年後見制度の利用が必要と認めるときは，速やかに市町村の担当

　　　部局に当該高齢者の状況等を報告し，市町村申立てにつなげる。

（２）成年後見制度の円滑な利用

　　①　市町村や地方法務局と連携し，成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の

　　　取組を行う。

　　②　鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう，地域の医療機関との連

　　　携を確保する。

　　③　高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう，地域で成年後見人となるべ

　　　き者を推薦する団体等を，高齢者又はその親族に対して紹介する。なお，地域包括

　　　支援センターの業務として，担当職員自身が成年後見人となることは想定していな

　　　い。

（３）老人福祉施設等への措置

　　　虐待等の場合で，高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した

　　場合は，市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し，措置入所の実施を求める。

　　また，措置入所後も当該高齢者の状況を把握し，できる限り速やかに，成年後見制度の

　　利用など必要なサービス等の利用を支援する。

（４）虐待への対応

　　　虐待の事例を把握した場合には，速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し，事

　　例に即した適切な対応をとる。

（５）困難事例への対応

　　　高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合，高齢者自身が支援を拒否し

　　ている場合等の困難事例を把握した場合には，他の職種と連携し，地域包括支援セン

　　ター全体で対応を検討する。

**（６）消費者被害の防止**

　　　訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため，消費

　　生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに，

　　民生委員，介護支援専門員，訪問介護員等に情報提供を行う。

**～総合相談支援～**

　総合相談支援事業は，地域の高齢者が，住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため，どのような支援が必要かを把握し，地域における適切なサービス，関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うものである。

事業の内容としては，初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援，その実施に当たって必要となるネットワークの構築，地域の高齢者の状況の実態の把握を行うものである。

１　総合相談支援の基本的視点

（１）総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は，

　　地域の高齢者が，住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが

　　できるようにするために，どのような支援が必要かを把握し，地域における適切なサ

　　ービス，機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。

（２）本業務は，社会福祉士が中心となって実施することとなるが，地域包括支援センタ

　　ーの他の職種をはじめ，地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

２　業務内容

（１）地域におけるネットワーク構築業務

　　①　効率的・効果的に実態把握業務を行い，支援を必要とする高齢者を見出し，総合

　　　相談につなげるとともに，適切な支援，継続的な見守りを行い，更なる問題の発生

　　　を防止するため，地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのた

　　　め，サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関，

　　　団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は，その開発に取り組

　　　む。

　　②　地域の様々なニーズに応じ，これらのネットワークを有効活用していくこととな

　　　るが，特に，高齢者の虐待防止については，「高齢者虐待防止ネットワーク」を早

　　　急に構築することが必要である。

（２）実態把握業務

　　①　総合相談支援業務を適切に行う前提として，ネットワークを活用するほか，様々な

　　　社会資源との連携，高齢者への戸別訪問，同居していない家族や近隣住民からの情報

　　　収集等により，高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

（３）総合相談業務

　　　総合相談業務として，次の業務を行う。

　　①　初期段階での相談対応

　　　ア　本人，家族，近隣の住民，地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて，

　　　　的確な状況把握等を行い，専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。

　　　イ　適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には，相

　　　　談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供，関係機関の紹介等を行う。

　　②　継続的・専門的な相談支援

　　　ア　初期段階の相談対応で，専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断し

　　　　た場合には，当事者への訪問，当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情

　　　　報収集を行い，当事者に関する課題を明確にし，個別の支援計画を策定する。

　　　イ　支援計画に基づき，適切なサービスや制度につなぐとともに，当事者や当該関

　　　　係機関から，定期的に情報収集を行い，期待された効果の有無を確認する。

その日から８日以内に投函（消印有効）してクーリングオフ！

参考

～ 葉書の例 ～

　　　　①　Ａ様式で購入契約会社に送ります。

　　　　②　クレジットも組んだ場合は，Ａ様式で購入契約会社と，Ｂ様式でクレジット

　　　　　契約会社の両方に送ります。

　　　　③　念のため，葉書の文面をコピーし保管しておきます。

　　　　　　　Ａ様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ様式

契約解除通知書

　私は貴社との間で下記商品の購入契約をしましたが，解除します。

記

　契約年月日 　平成 26年 11月 12日

　商品名　　 　全自動柿むき機

　価格　　　　　　　 　500,000　　　 円

　私が既に支払った金　 　100,000　円

を至急返金してください。

　また，商品を早急に引き取ってください。

　平成26年11月19日

　　 宮城県角田市〇〇字〇〇123

　　　　氏名　小湊 純一

　　 宮城県××市××字××456

　　　　株式会社　×××商店　御中

契約解除通知書

　私は貴社との間で下記商品のクレジット契約をしましたが，解除します。

記

　契約年月日 　平成 26年 11月 12日

　購入会社名　　 株式会社　×××商店

　対象商品名　　 全自動柿むき機

　クレジット金額　　　　500,000　 　 円

　平成26年11月19日

　　 宮城県角田市〇〇字〇〇123

　　　　氏名　小湊 純一

　　 宮城県△△市△△字△△789

　　　　株式会社　△△クレジット　御中

特定非営利活動法人　宮城福祉オンブズネット「エール」

980-0804 宮城県仙台市青葉区大町二丁目3-12　大町マンション301

TEL 022-722-7225　FAX 022-722-7199

E-mail：lastword@alto.ocn.ne.jp http：//www7.ocn.ne.jp/~lastword/

相談受付10:00～15:00（土,日,祝祭日は除く）

2014.11.12. 小湊純一。jk@npojmi.com

**～ 自立の支援 ～**

参考

**１　自分でできることは自分でできるように手伝います。**

利用者が自分でできること自分でできないことを，尋ねたり，体の状態を見たりして支援します。

自分で簡単にできるところも代行してしまうと，その時は喜ばれるかもしれませんが，能力の発揮を妨げ，出来ない人にしてしまい，依存性を高めてしまう場合があります。

**２　決めるのは利用者本人です。**

決めるのは支援者でなく利用者本人です。支援者は，利用者が決めるため提案や情報提供をします。

一人ひとり考えかたや好みが違いますから，決して押し付けたりしないように気を付けます。

自分と考え方が違う人を「ダメな人」「言う事を聞かない人」扱いにしてはいけません。

**３　利用者本人の生活を受けとめて尊重します。**

物の置き場所，生活習慣，片づけ方，好き嫌い人によって様々です。

また，体が不自由になったり，認知症になったとしても，利用者その人の生活が続けられるように支援します。

利用者に対してどう対応すれば良いかわからない時は，自分一人で判断しないで，わかる人に相談して対応します。